



2020年10月28日（水）
愛知県教育委員会高等学校教育課
入試改革グループ
担当 川手・大河
内線 3896・3908
ダイヤルイン 052-954-6786

愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議 (第3回)の開催について

愛知県教育委員会では、現行の高等学校入学者選抜制度の利点と課題を幅広い視点から検討し、必要な改善を図るため、本年6月に「愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議」を設置し、全日制課程の入学者選抜制度について検討を行っているところです(2020年5月25日記者発表済み。)

つきましては、下記のとおり、第3回の検討会議を開催しますので、お知らせします。

記

1 日時

2020年11月6日(金) 午後3時から午後4時30分まで

2 会場

愛知県庁本庁舎 6階 正庁
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

3 委員

別紙委員名簿のとおり

4 会議の内容

愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善について

5 その他

会議の結果については、当日午後8時頃、高等学校教育課のWebページに掲載する予定です。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/>

愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議開催要綱

第1 趣旨

愛知県公立高等学校の入学者選抜制度の諸課題とその改善についての提言を行う。

第2 構成

検討会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A関係者

第3 座長及び副座長

- (1) 検討会議には座長及び副座長をおく。
- (2) 座長は検討会議を主宰する。
- (3) 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

第4 検討会議の招集

検討会議は県教育委員会教育長が招集する。

第5 幹事

検討会議には幹事をおく。幹事は検討会議の事務について委員を助ける。

第6 ワーキンググループ

検討会議は、専門的な資料作成や分析などを行う必要があるときはワーキンググループを置くことができる。

第7 意見聴取

検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第8 検討会議の公開

検討会議は、座長の判断により、検討会議の一部又は全部を公開しないことができる。

第9 検討会議の記録

検討会議は、検討会議の記録を作成し、その保存期間は5年間とする。

第10 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

附則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。